

議 会 運 営 委 員 会

令和2年3月16日(月)
予算決算委員会終了後
開議 時 分
閉議 時 分
議会第4委員会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、
岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 山根総務課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、篠原次長、新開書記

議 題

- 3月定例会議の追加議案及び付託案について
- 浜田市議会関係例規の一部改正について
 - 浜田市議会政務活動費の交付に関する細則
- その他

追加提案議案 概要説明資料
(令和 2 年 3 月 18 日追加提案予定)

同意第 3 号

○ 浜田市副市長の選任について

浜田市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものです。

浜田市副市長

氏 名 砂 川 明

住 所 浜田市竹迫町 2375 番地 11

職 業 地方公務員

生年月日 昭和 33 年 6 月 27 日

(参考) 前任：近 重 哲 夫 (令和 2 年 3 月 31 日まで)

平成30年度行政監査における監査委員からの意見(平成29年度政務活動費に関する事項)

	監査からの意見(指摘)	現状	検討結果
1	<p>調査研究費</p> <p>他自治体では日当以外の部分で市職員等の旅費に関する条例に準じて運用しているところもあり、宿泊費については一泊当たりの額に上限を設けているところもあるため、事務局においては今後の運用について更なる適正執行のためにも宿泊費等のあり方について研究されたい。</p>	<p>現状</p> <p>市職員等の旅費に関する条例に準じた取扱いとしておらず、また、宿泊費の一泊あたりの上限額も設けていない。これまでの収支報告を見る限り、宿泊費については、概ね旅費条例の適用範囲内のものが多いが、関東方面の宿泊代は13,000円を超えているものもある。</p> <p>*政務活動費は実費弁償が原則であるため、宿泊料のうち、食費にかかる部分についてどう取り扱うかの協議が必要。</p> <p>【参考：浜田市職員等の旅費に関する条例における宿泊料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内＝9,800円(11,800円) ・県外＝10,900円(13,100円) ・政令指定都市＝12,900円(15,100円) <p>* ()内は特別職の金額</p> <p>* 宿泊料には朝食・夕食代2,200円(2,600円)含む</p>	<p>検討結果</p> <p>従来どおり、旅費、宿泊費については、原則実費とする。なお、宿泊費については、浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定を適用し、浜田市職員等の旅費に関する条例の特別職の宿泊料から朝食・夕食代の2,600円を除いた額の範囲内とし、超える部分は自己負担とする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【朝食・夕食を除いた特別職の宿泊料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内＝9,200円 ・県外10,500円 ・政令指定都市＝12,500円
2	<p>資料購入費</p> <p>議員の職業等により、会費を支払い、購読していると思われる新聞や雑誌等の購入については、個人的な支出とも考えられるため、政務活動費として認めることは適当でないと思われる。細則及び交付マニュアルに、会費等を払い、自宅で購読している新聞、雑誌等を除く等の注釈を記載するなど、個人的な支出は対象外であることを明確にされたい。</p>	<p>現状</p> <p>例として、「農業新聞」、「家の光」(JAグループの一員として家の光協会が発刊している食、農、暮らし等をテーマとした月間誌)について監査から指摘されている。</p>	<p>検討結果</p> <p>・書籍購入費については、従来から細則別表に記載のとおり、明確に政務活動に係るものと判断しがたいものは該当経費の1/3以内とする。</p> <p>・新聞購読料(専門誌のみ)については、一律該当経費の1/3以内とする。</p>
3	<p>その他</p> <p>他の自治体では議員同士で政務活動費の判例について勉強会を開催しているところもあり、個別具体例をあげて支出可能な政務活動費についての理解を深めている。議員、議会事務局職員が統一した見解を持って運用するためにも、研修会等を定期的に開くなど、政務活動費がより有意義にまた適正に執行されるよう望む。</p>	<p>現状</p> <p>議員同士での政務活動費の判例にかかる勉強会の開催や定期的な政務活動費の研修会は実施していないが、事務局から年度末に、政務活動費の申請書、報告書等の提出にかかる説明は実施している。</p> <p>なお、政務活動費にかかる交付マニュアルを作成しており、タブレット内に配信している。</p>	<p>検討結果</p> <p>毎年度、定期的に年度内に研修会を開催し、議員と議会事務局が統一した見解をもって運用できるよう努めることとする。</p>

議会改革に関する検討結果

第1回報告書

令和2年3月

議員定数等議会改革推進特別委員会

令和 2 年 3 月 10 日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議員定数等議会改革推進特別委員会
委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第 1 回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理及び必要に応じて全議員への周知または関係する他の委員会等へ通知する等、適切な対応をお願いいたします。

記

1 政務活動費に係る改正

(1) 浜田市議会政務活動費の交付に関する細則

- ア 別表中、資料購入費の支出することができるもののうち、新聞購読料（専門誌のみ）のあとに、「該当経費の 1/3 以内」を挿入する。
- イ 別表の最後に新たに備考欄を追加し、「※宿泊料は、原則実費とし、浜田市職員等の旅費に関する条例の別表にある常勤の特別職の職員の宿泊料から朝食・夕食代の 2,600 円を除いた額（県内は 9,200 円、県外は 10,500 円、東京都・政令指定都市は 12,500 円）の範囲内とし、超える部分は自己負担とする。」を挿入する。

浜田市議会政務活動費の交付に関する細則

平成 18 年 2 月 16 日

改正 平成 19 年 3 月 20 日

平成 22 年 3 月 18 日

平成 25 年 3 月 12 日

平成 25 年 7 月 26 日

平成 28 年 11 月 25 日

平成 31 年 3 月 12 日

令和 2 年 3 月 16 日

浜田市議会運営委員会決定

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 17 年浜田市条例第 6 号)第 5 条別表政務活動費使途基準の取り扱いについて下記のとおり定める。

- 1 政務活動費をあてることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。
- 2 議長は、本細則を改廃しようとするときは、議会運営委員会に諮って了承を得て実施する。
- 3 収支報告書に添えて提出する領収書等証拠書類については、原則原本とし、原本の提出が困難な場合は写しをもってこれに代えることができる。
- 4 議員は、政務活動費を支出したときは必ず領収書(書籍購入などのときは備考欄に題名等の記入をするなど支出内容を明確にする。)を得ることとし、領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類(レシートや相手方が発行する支出証明書等)を得ること。
なお、どうしても領収書や支出を証明する書類が得られないとき(調査研究費を支出したときなど)は、証明できるものをもってこれに代えることができる。
- 5 議員が調査研究費を使用して市外への調査研究を行うとき、研修会などに参加するときは、議長に調査研究活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、調査研究活動終了後は 14 日以内に議長に調査研究活動報告書を提出するものとする。
- 6 議員が政務活動費の交付を受けて調査研究等の活動中に事故等により被害を受けた場合にあっても、公務災害補償の対象にはならない。
- 7 平成 19 年度分の政務調査費収支報告書提出時から、具体的な支出内容を示す添付資料を提出することとする。
- 8 議員が要請・陳情活動費を使用して要請・陳情活動を行うときは、議長に要請・陳情活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、要請・陳情活動終了後は 5

日以内に議長に要請・陳情活動報告書を提出するものとする。

附則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 20 日 一部(7 項を追加及び別表使途基準細目変更)を改正。

平成 22 年 3 月 18 日 一部(5 項中報告書様式を変更、追加及び別表使途基準細目変更)を改正

平成 25 年 3 月 12 日 一部(本則中政務調査費を政務活動費に変更及び 8 項を追加し申請書、報告書様式を新たに規定及び別表を改正)を改正

平成 25 年 7 月 26 日 一部(別表政務活動費をあてることのできる経費)を改正

平成 28 年 11 月 25 日 一部(5 項中調査研究活動報告書の提出期限を変更)を改正

平成 31 年 3 月 12 日 一部(3 項を領収書等証拠書類について変更及び別表資料作成費を変更)を改正

令和 2 年 3 月 16 日 一部(別表政務活動費をあてることのできる経費中、資料購入費の新聞購読料について変更及び備考欄を設け、宿泊料について追加)を改正

別表 政務活動費をあてることのできる経費

費目	支出することができるもの	支出することができないもの
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○調査委託(コンサルタント委託)に要する経費 ○インターネット使用料 (経費の 1/3 以内、年間上限額を 1 万円以内) ○タブレット端末使用料 (経費の 1/3 以内、年間上限額を 1 万円以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない視察旅費 ●先進地の位置付けに明確さを欠く視察 ●海外視察に係る経費 ※議長に承認を得た、友好都市及びそれに準ずる都市についての視察は認める ●議員の飲食費(食料費) ●視察先への土産代
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ○会場使用料 ○講師謝礼 ○講師との食事代(講師分のみ) ○旅費(運賃、宿泊料) ○研修会等参加者負担金、会費 ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員の飲食費 ●茶菓子 ●講師への土産代 ●政治団体等への大会、研修会等の参加費、交通費、宿泊料等 ※食料費は原則的に認められないが、研究研修費における「出席者負担金」や「会費」の中に食料費が含まれている場合は認める。
広聴費	<ul style="list-style-type: none"> ○会場使用料 ○資料印刷費 ○会議に伴う湯茶、茶菓子代 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食費
要請・陳情活動費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○事務用品、消耗品 ○旅費(運賃、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない要請・陳情活動の経費
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○研究・研修・視察等の報告書作成に係る印刷代、写真代 ○事務用品、消耗品 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分:該当経費の 1/3 以内、年間上限額を 1 万円以内) ○リース料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員個人、政党の宣伝活動に係る経費 ●選挙活動の資料作成費 ●議会活動報告書等の印刷、郵送料等の経費
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○書籍購入費 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分:該当経費の 1/3 以内) ○新聞購読料(専門誌のみ該当経費の 1/3 以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ●新聞購読料で一般紙は認めない。 ●所属政党、宗教等の図書、雑誌、新聞等

<p>その他 (上記費目 すべてに該 当)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●電話代(自宅、携帯) ●名刺代 ●議員個人の自動車管理費 ●政治活動に係る経費 ●慶弔関係経費、見舞金、餞別、寸志、 電報、祝詞等 ●政党への寄付金 ●私的支出に係る経費
<p>備 考</p>	<p>宿泊料は、原則実費とし、浜田市職員等の旅費に関する条例の別表にある常勤の特別職の職員の宿泊料から朝食・夕食代の 2,600 円を除いた額(県内は 9,200 円、県外は 10,500 円、東京都・政令指定都市は 12,500 円)の範囲内とし、超える部分は自己負担とする。</p>	